

奨学金を希望する皆さんへ

給費奨学金案内

当法人は故中村静尾氏が、優秀な学生で経済的理由によって修学の困難なものに対し、学費を給貸与し、もって社会に有用な人材を育成することを目的として、1947年文部大臣の許可を得て設立され、2013年4月公益財団法人に移行いたしました。

給費奨学金を希望する方は大学に申込みして下さい。大学から推薦された者を当法人奨学規程・奨学生推薦基準等により選考の上、採用いたします。

以下奨学生の出願資格・出願及び採用後の手続等の概要を記載しましたので、良く理解された上で申込みして下さい。

公益財団法人 中村積善会

〒104-0061 東京都中央区銀座6-2-1 Daiwa銀座ビル8階

URL: <http://www.nakamurasekizenkai.org>

【出願の時】

1. 出願の資格

- (1) 日本国内の大学(学部)・大学院(博士・修士・専門職)に在学(当法人の奨学金募集大学)する日本人学生及び海外からの留學生(在留資格が「留学」とある者)
- (2) 優秀な学生で経済的理由によって修学の困難な者
- (3) 留學生は私費留學生である者
- (4) 学長等の推薦を受けた者
- (5) 次の者は資格がない
 - ア. 出願時の年齢が40才を超えて在学する者
 - イ. 勤務先から派遣されて在学する者
 - ウ. 学業に支障のあるような定職又はアルバイトに従事している者
 - エ. 10月入学者で最終学年の者

※ 他の奨学金との併用に制限はありません。

※ 当法人は日本学生支援機構の第一種の収入基準に準じており、家族構成により異なりますので、不明な点は大学に問い合わせして下さい。

〈家計収入に関する参考〉 父と母、又は、これに代わって家計を支えている者の収入(前年1月～12月)

給与と所得者の場合おおよその収入限度額は、

- ・出願者が大学学部生の場合：収入限度額のためやすは、4人家族で約850万円です
- ・出願者が大学院生及び学部独立生計者の場合：出願者本人(配偶者含む)の収入限度額は、修士299万円・博士340万円です
- ・その他、家族構成によって異なりますので、詳細は大学に問い合わせして下さい

2. 奨学金の給付期間及び月額

- (1) 期間：給付開始の年月から在学する大学の最短修業年限の終期までです
- (2) 月額：全課程一律 50,000円

3. 出願に必要な書類(出願に関する事務は全て大学を通じて行います)

- (1) 推薦書・・・当法人指定の用紙を使用し各項目を全部詳しく大学で記入してもらって下さい
(当法人ホームページからダウンロードし、パソコン入力可)
推薦欄：大学の学長・研究科長・学部長の公印押印が必要です
- (2) 奨学生願書(保証人と連署)・・・当法人指定の用紙を使用して下さい
最終ページにありますので切り離して記入して下さい(当法人ホームページからダウンロードし、パソコン入力可)
・保証人は原則として父母にして下さい(留學生は国内にいる身元保証人又は指導教官等にして下さい)
父母がいない場合は、これに代わる人(兄・姉・おじ・おば・祖父母)を選定して下さい
- (3) 在学証明書・・・在学している大学から取得して下さい(出願時のもの)
- (4) 成績証明書・・・正式のもの(コピー・成績表は不可)
1年在学者・・・入学直近の学校のもの(例：大学1年生は高校又は短大等)
2年以上の在学者・・・その在学大学のもの(全ての学年)
但し、博士課程等で成績証明書が発行されない場合は前課程のもの

学内選考通過者のみ後日提出

4. 申込期間.....4月1日から5月31日(大学経由で当法人へ必着)

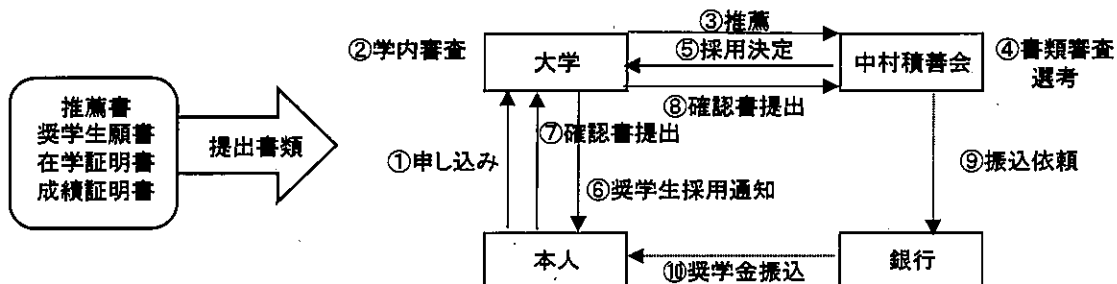
5. 採用の決定.....原則として出願期限後2か月以内

【採用になった時】

1. 採用者には、その旨通知します。その際、大学担当者宛に確認書を送付しますので、当法人奨学生としての希望の有無を「確認書」により大学へ提出して下さい

申込から振込まで

大学へ申し込んでから奨学金が振り込まれるまでは次の通りです



2. 奨学金の送金

原則として毎月上旬、本人指定口座(本人名義)へ振込送金します

3. 奨学金の休止・停止又は廃止等

(1) 休止・・・休学した時(最長3年間)

(2) 停止・廃止

- ア. 傷病等のために成業の見込がないとき
- イ. 学業成績又は操行が不良なとき
- ウ. 休学又は転学が適当でないとき
- エ. 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- オ. その他奨学生として適当でない事実があったとき

4. 給付期間中の届出及び報告等

(1) 届出・・・当法人の書式で提出してください(留学生で印鑑がない場合はサインでも結構です)

ア. 休学、復学、転学、留年の時は学校の証明書を添付の上、各届出書を提出

※休学休止期間は最長3年間までとします(3年を超える場合は期間終了になります)

イ. 退学の際は辞退届を提出

ウ. 本人及び保証人の身分・住所等変更の時は変更届を提出

エ. 奨学金を必要としない事由が生じた時は辞退届を提出

(2) 報告・・・在学等を確認する為に提出していただきます

ア. 新年度報告書・・・毎年4月20日までに提出(用紙は毎年3月上旬本人宛送付、ホームページから取得可能)

添付書類：在学証明書(その年の4月1日以降の証明年月日のもの)

成績証明書(その年の3月末までの成績証明のもの)

イ. 生活・学業状況報告書・・・毎年10月1日までに提出(用紙は毎年9月上旬本人宛送付、ホームページから取得可能)

5. 飛び級により大学院へ進学した時

給費期間は終了しますので、当法人へ連絡してください。期間終了報告書を提出していただきます

なお、給費奨学金の継続申請が可能です(下記、2.上級学校進学奨学金継続制度を参照)

【給付期間終了した時】

1. 期間終了報告書の提出

奨学金の給付期間が終了した時、期間終了報告書を提出していただきます・・・当法人提出期限3月31日

2. 上級学校進学奨学金継続制度について

給付期間終了後、期間を空けずに上級学校へ進学した場合に、給費奨学金が継続できる制度です

(専修学校・専門学校・大学院研究生は対象外です)

募集人員が少ないので、ご希望に沿えない場合があります

3. 給付終了後の進路

奨学生が学業を終了した後の進路について、当法人は制約しません

大学受付期限：2022年5月6日(金) 窓口提出17時まで

